

令和2年度第1回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年4月9日(木)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長) 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員(会長職務代理)
欠席農業委員	5番 遠藤泰三委員 17番 森中喜輝委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美徳委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（伊塚会長）

今日やりたい事は、倫理関係の事柄です。皆さん方にアンケートで意見をたくさんいただきました。米子市農業委員会の倫理規程も討論したいと思っています。アンケートで皆さんから出していただいた意見について、すぐ出来ること、検討することとか、項目ごとに分けています。皆さんから書いていただいた全てを網羅しております。この辺を7月に向けてやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。この件については、その他で検討したいと思っております。

これが終わりましたら、農業委員会憲章を唱和しましょうという話がずっとありましたので、今月からこの唱和をやっていこうかと思っています。それからすぐに出来るような事につきましてはどんどん進めていきたいなど。

最初に米子市農業委員会議案の1ページ目にあります農業委員会憲章を唱和しますのでよろしくをお願いします。

(農業委員会憲章唱和)

議長 (伊塚会長)

それでは、ただいまから、第1回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号11番の角委員と議席番号13番の高橋委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、遠藤委員さんと森中委員さんです。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条第2項の規定により下記のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱したいので審議を求めます。

事務局から説明してください。

事務局 (日浦担当事務局長補佐)

令和2年3月9日に開催された第12回農業委員会総会において、大和地区の推進委員辞任に同意する旨の決定がなされたことを受け、大和地区の農地利用最適化推進委員の追加募集を行いましたところ、4ページにございますように1名の応募がありました。推進委員選考

委員会設置要綱第3条第2項に基づき、推進委員選考委員会委員7名以内を互選により選任していただき、402会議室において、推進委員選考委員会を開催し、推進委員を選定していただきたいと思ます。

議長（伊塚会長）

大和地区の推進委員ということですので、地元の池口推進委員さんから、説明をお願いします。

池口推進委員

親がすごくたくさん農業をしておられました。20年ほど前に都会から帰ってこられ、農業をやってこられましたけど、今は縮小されています。自分の所に機械がありますので、働きながら営農をしておられます。

議長（伊塚会長）

選考方法は、互選により7名以内の選考委員を選任することになりますが、お配りしております地区別表の地区から各地区1名選任していただき、6名ということではいかがでしょうか。

（異議なしとの声）

そうしますと、休憩時間中に、各地区から互選により1名を選考し、選考結果報告書で事務局に提出してください。  
暫時休憩とします。

（各地区毎に互選会開催）

議長（伊塚会長）

互選会が終了しましたので、総会を再開します。

それでは、互選結果を事務局から発表してください。

事務局（宅和事務局長）

互選結果を発表します。足立寛隆委員、小西淳一委員、大縄敬次委員、角力委員、伊塚定弘委員、高橋敦美委員の以上6名です。

議長（伊塚会長）

それでは、足立寛隆委員、小西淳一委員、大縄敬次委員、角力委員、伊塚定弘委員、高橋敦美委員の6名を選考委員に選任することにご異議ありませんか。

（異議なしの声有り）

異議なしと認め、6名の委員を選考委員に選任することに決定いたしました。

そうしますと、選考委員の皆様は402会議室で推進委員選考委員会を開催してください。

暫時休憩とします。

（暫時休憩）

議長（伊塚会長）

総会を再開します。

推進委員選考委員会の結果を選考委員長から報告してください。

選考委員長（高橋農業委員）

推進委員選考委員会 6 名で推進委員の候補者を審議した結果、候補者を適任とする意見が全員一致で決定しましたので、報告します。

議長（伊塚会長）

今までのところで、何かご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

ご承認いただきます方は挙手をお願いします。

挙手多数ということでご承認いただきました。

続きまして、5 ページ議案第 2 号をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは 6 ページ番号 1 の古豊千について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号 1 の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人である親から子に贈与を行おうとするものです。同一世帯内での贈与ですので経営面積は 1 0 7 アールで変更はありません。別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（伊塚会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

田邊推進委員

1 番の議案について説明いたします。現地調査は4月4日、調査委員は森中委員、田邊推進委員です。申請地は、山陰道脇の春日処理施設の南に位置します畑です。本件は、父から子に贈与を行うものです。世帯内贈与のため耕作面積の増減はありません。それぞれ確認した結果、許可については問題ないと考えますのでご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号2の夜見町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号2の夜見町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、遠方に居住している譲渡人が所有する農地について、譲受人と同意し売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は192アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よ

ろしくお願いいたします。

議長（伊塚会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

2番の議案について説明いたします。現地調査は3月24日、調査委員は泉委員、西村推進委員です。申請地は、彦名小学校北にあります畑759平方メートルの農地です。本件は、遠方に居住する渡人と相談を受けていた受人がこの度合意され、売買を行うものです。受人は、田を1反9畝、畑を1町6反耕作しております。町内では優良な営農が行われており、アグリ研修生の研修も行われています。また当該地と受人宅は20メートルと近く、耕作管理が十分行えます。許可については問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号3の上福原から番号6の上福原について、関連しますので一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号3から番号6の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が譲受人と合意し、売買に

より農地を取得しようとするものです。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（伊塚会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

3番から6番の議案について説明いたします。現地調査は4月4日、調査委員は吉澤委員、影嶋推進委員、譲受人とで、ほ場の前でいろいろ話を聞きました。申請地は、新しい皆生消防署の裏の方になります。ちょうど水路に囲まれた一つの括りの田になっていますので、今回まとめて4枚購入しようという事です。譲受人さんは〇〇とか〇〇をやっておられまして、子供とか入所している方と一緒にイモとかイチゴを作って皆と一緒に楽しみたいという事です。場所も比較的近い事からここを選んだという事です。本人さんと田の前で話をした時、イモでもイチゴにしても、田だから土でも入れないと水はけが悪くて駄目だという話をしました。本人さんが機械を持っているということだったので、いいのかなというふうに思います。特に問題は無さそうだと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号7の淀江町稲吉について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号7の淀江町稲吉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、以前より管理をしていた農地を所有者と合意され名義を変更されるものです。梨を植えるとのこと。取得後の経営面積は211アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

田中推進委員

7番の議案について説明します。現地調査は3月21日、調査委員は田中推進委員です。申請地は淀江町稲吉の大蓋原梨園の西の方になりますけども、果樹園、畑になりまして、1筆合計2,060平方メートルの農地となります。昔、譲受人、譲渡人の家同士で土地の交換をされたということですが、その際に名義変更の手続きがされていなかったという事で、所有農地であると思っていた譲渡人の農地が譲渡人名義だということが分かり、この度名義変更を行うものです。これは2月の総会の時に、農用地区域に編入していくという事で、皆さん方の方で了解された土地という事でありまして、1.4ヘクタール規模の新たな梨団地を造る一部分になります。受人は、田を1町、畑を5反5畝、梨の樹園地を3反耕作されております。許可については問題ないと考えますので、ご審議よろしく願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号8の青木について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号8の青木について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、近隣の農地を耕作していた譲受人に譲渡人から譲渡の話があり、この度合意されたため名義の変更を行おうとするものです。取得後の経営面積は37アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

#### 議長（伊塚会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

#### 大塚推進委員

8番の議案について説明いたします。現地調査は3月22日、調査委員は遠藤委員、大塚推進委員です。ちょうど調査の時に譲受人もそばにおられ3人で話をしました。申請地は永江団地南に位置する畑1筆267平方メートルの農地となります。農地を相続された譲渡人が農地近くに居住している譲受人に相談され、贈与を行うものです。譲受人は、いらぬという話をされたのですが、譲渡さんが農地を全部整理されていて、一つ残っており、頼むという事でこのような形という事です。譲受人は、田を2反6畝、畑を8畝耕作されており、所得後の面積は35アールとなります。日頃から譲受人が隣地でありますこの畑の草刈等は実施をされていたものです。現在は柿と梅が数本植えてあり適正管理してあり、許可に問題ないと考えております。以上です。よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、8ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ページ、番号1の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

大東推進委員から説明してもらいます。

大東推進委員

1番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築を計画したものです。4月2日に吉澤委員、大東推進委員で現地確認を行いました。現地は車尾小学校から尾崎商事に向かい、山陰線の南側でございます。造成計画は、盛土45センチを行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック12センチを2段又は3段済で設置します。雨水排水について、敷地内溜め桝から既設の農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水について、合併浄化槽から同様の既設の農業用排水路へ流す計画で問題ありません。隣地には農地がないため、隣接耕作者の同意は不要です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意は確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われれますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号2の美吉について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

2番の議案について地元委員、推進委員さんが欠席のため、事務局で説明します。

詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月2日に関係業者から被害防除等の説明を現地で、岩佐推進委員、事務局職員1名で受けました。造成計画は、現状のまま利用する計画です。雨水の排水は地下浸透で、現地を確認したところ問題はありません。フェンスの高さは1メートル20センチです。雑草対策は年に3回程度草刈をします。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意の同意を確認しています。土地改良区は該当なしです。隣地住民への同意も確認しています。雑草対策は申請者が草刈りを委託し実施します。パネル等太陽光施設の管理は〇〇が行います。農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号3の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 大縄農業委員

3番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、貸資材置場の設置を計画したものです。4月6日に大縄委員と山中推進委員で被害防除について現地で確認を行いました。造成計画は、最高130センチの盛土造成行います。流出措置として、周囲は土羽打ちを行います。また隣地に影響ないよう1メートルの緩衝地を設けます。雨水の排水について、隣地が県道拡幅の工事に取り掛かるため、拡幅完成まで放流管を設置し、既設県道道路側溝へ流す計画で特に問題はありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、500メートル以内に駅・役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

#### 矢倉農業委員

ここに入るのには進入路がいるのでは。

#### 事務局（高田主幹）

図面ですが、県道拡幅の分が切れておりまして、次のページの図面にあります。

議長（伊塚会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議の無い方は挙手願います。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号4の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

4番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築を計画したものです。造成計画は、最高46センチの盛土を行い、擁壁として隣地境界にコンクリートブロック20センチの3段済を設置します。雨水の排水について、敷地内溜め桝から既設の道路側溝へ流す計画です。汚水について、合併浄化槽から、同じ既設の道路側溝へ流す計画です。隣地には農地がないため、隣接耕作者の同意は不要です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅、役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号5の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 山中推進委員

5番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築を計画したものです。造成計画は、30センチから40センチの盛土を行い、擁壁は隣接農地側の境界にL字擁壁70センチのものを設置いたします。申請者所有地側の一部は土羽打ちします。雨水の排水については、敷地内溜め桝から既設道路側溝へ流す計画です。汚水については、合併浄化槽から、同じ既設道路側溝へ流す計画です。隣地に農地がないため、隣接耕作者の同意は不要です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。農地区分は、10ヘクタール未満の住宅等が連たんする区域に近接する区域のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号6の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田口推進委員

6番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月2日に関係業者から被害防除等の説明を現地で、田口推進委員、事務局職員1名で受けました。造成計画は現状のまま利用する計画です。雨水の排水は地下浸透で、現地を確認したところ問題はありませんでした。フェンスの高さは120センチです。雑草対策は年に3回程度草刈をします。米川土地改良区の同意を確認しています。雑草対策は申請者が草刈りを委託し実施します。パネル等太陽光施設の管理は〇〇が行います。農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、2種農地に該当しま

す。転用について問題はないと思われます。補足しますと、この転用には、近隣から電磁波被害を理由に反対されておりますが、県とも相談し、同時に近隣の方にも公本農業委員と説明をして、理解を求めているところでございます。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

米澤推進委員

電磁波の問題は、非常に厳しいです。実際に影響のある人がおられたのです。その後どうなったか分かりませんが。

田口推進委員

そういう意見もあり、実行組合長に公本委員と説明をしましたが、納得してもらえませんでした。県と相談した結果、断る確たる理由が無いという事でした。ひとつご理解のほどお願いします。

議長（伊塚会長）

電磁波の関係で同意無しという部分もあるのですが、県と相談して、今説明したとおりで。私も電磁波の関係でずっとやったことがあり、相談を受ける立場になったことがあるのですが、特に言われる方は言われる。私は分からん部分はあったのですが、そういう人もおられるという事はよく分かっているつもりです。今回、電磁波については関係無しでいきたいという事を出しています。

#### 公本農業委員

近くの方が反対されており、田口推進委員さんとその自宅でいろいろ話をしながら、農業委員会としては、妨げる要素は無いと。電磁波に関しては、施工者とその方との問題で、争い事はそちらの方になるのだという事で。

#### 議長（伊塚会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号7の葭津について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 矢倉農業委員

7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月2日に関係業者から被害防除等の説明を現地で、松本推進委員、事務局職員1名で受けました。造成計画は現状のまま利用する計画です。

雨水の排水は地下浸透で、現地を確認したところ問題はありません。フェンスの高さは120センチです。雑草対策は年に3回程度草刈をします。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しています。雑草対策は申請者本人が草刈りを委託し実施します。パネル等太陽光施設の管理は〇〇が行います。農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続きまして、番号8の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 米澤推進委員

8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。現地は米子市和田町の田1,238平方メートルで、昨年の調査で遊休地という事を認めています。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月2日に、施工維持管理をする〇〇から現地で説明を、井田委員、事務局職員1名で受けました。造成計画は、現状のまま利用する計画です。雨水の排水は、地下浸透で、現地を確認したところ、問題はありません。フェンスの高さは120センチで四方を囲む予定です。雑草対策は年に3回程度草刈をします。接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。周囲に若干民地があるので、隣地住民への同意も確認しております。雑草対策は申請者本人が部外に委託して行います。パネル等太陽光施設の管理は〇〇が行います。農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続きまして、番号9の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 本池推進委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場と資材置場の設置を計画したものです。4月2日に角委員と本池推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、20センチの盛土造成行います。流出防止措置として、周囲は土羽打ちを行います。雨水の排水について、地下浸透と自然流下で既設の用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、10ヘクタール未満の住宅等が連たんする区域に近接する区域のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号10の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 角農業委員

10番の議案について説明します。4月2日に被害防除計画の説明等を関係業者から、本池推進委員と角農業委員と事務局職員で受けました。造成計画は、現状のまま利用する計画です。雨水の排水は地下浸透で、現地を確認したところ、下が砂地ですので問題ないと思います。フェンスの高さは120センチです。雑草対策は年に3回依頼してやるということです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しております。パネル等太陽光施設の管理は〇〇が行います。気になったのが、太陽光の裏側に施設がありまして、工事の時に十分注意するようという事で、業者と協議しました。農地区分は住宅用・公共施設等が連たんしている区域にある農地で、第3種農地に該当します。転用に関しては問題ないと思われしますので、ご審議をよろしくお願ひします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号11の淀江町福岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田中推進委員

11番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。4月2日に田中推進委員と、事務局で、業者からの説明を受けて、被害防除等を中心に現地確認を行いました。造成については、現状のまま利用する計画です。申請地は周囲より高い位置にある土地でして、隣地との境界に水路設置のために掘ったその土を利用して、高さ60センチの土塁を設け、隣地への雨水の流入を止めるようにするという事でした。また、周囲には高さ120センチのフェンスを設置します。現地は西へ向かって下がっていく勾配になっており、雨水の排水については、基本的には地下浸透で行いますが、敷地内のポリエチレン樹脂の側溝の流れに沿うよう設置し、南西に調整池と浸透樹も設置する計画になっています。以上から、問題は無いと考えます。雑草対策は、見回り管理により草刈り等を行う予定の計画としております。パネル等の総合的な管理は〇〇が行います。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意は確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当します。転用について特段問題はないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続きまして、番号12の淀江町小波について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田中推進委員

12番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。本件は、地質調査のための一時転用となります。権利設定は使用貸借、期間は許可後、復元も合わせて2か月となっております。3月31日に現地確認を行いました。造成については、現状のまま利用する計画です。緩衝地として1.5メートル幅を設けて、隣地へ影響のない計画にしているということです。特に排水対策等は設けておりませんが、機材を入れて掘削を3か所するのみですので、特段の影響はないと考えます。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、農道通行同意、淀江町土地改良区の同意を確認しています。農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。許可根拠として、一時転用となります。転用の内容について問題はないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

#### 議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ、議案第4号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、16ページ番号4-1から18ページ番号4-15まで及び、19ページ番号4-18を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

16 ページ番号4-1 から17 ページ番号4-7 は再設定です。

番号4-8 から番号4-11 は新規設定です。

18 ページ番号4-12 および番号4-13 は再設定です。

番号4-14 及び番号4-15 は新規設定です。

19 ページ番号4-18 は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、18 ページ番号4-16 と番号4-17 を一括して審議します。

関係者の大縄委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

18 ページ番号4-16 および番号4-17 は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大縄委員の着席を求めます。

続きまして、21ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号4-1から25ページ番号4-23までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

21ページ番号4-1から25ページ番号4-23まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので10件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替13件。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ、所有権移転各筆明細について、番号4-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

27ページ番号4-1は、田です。

本件は規模拡大のため買い受けるものです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、28ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、29ページ番号1から32ページ番号13までを、一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

失礼します。

まず、議案の訂正をお願いいたします。

29ページ番号4、権利の設定を受ける者の欄面積8アールを79アールに、30ページ番号7、同じく権利の設定を受ける者の欄住所、〇〇を〇〇に訂正をお願いいたします。

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

29ページ番号1から32ページ番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。  
続きまして、32ページ番号14を審議します。関係者の泉委員の退席を求めます。  
事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。  
32ページ番号14は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。  
選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。  
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。  
泉委員の着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

35ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

36ページから37ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、38ページから40ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について11件を受理しています。

次に、41ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、42ページから44ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、4件を回答しています。

次に、45ページの農地等の現況に関する回答書について、米子市長に対して、1件を回答しています。

次に、46ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に、47ページから48ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。

報告は以上です。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

尾坂推進委員

18条の解約について、解約の後の農地はどういうような把握をされるのでしょうか。

事務局（宅和事務局長）

転用申請が出ているとか、他の方に貸す予定があるとか、そういう事情があるのですが、個々には、今、把握しておりません。

尾坂推進委員

把握はされているのですか。

事務局（宅和事務局長）

解約の申請書の方に解約する理由を書く欄がございますので、調べてみればわかります。

尾坂推進委員

農地相談会のときに、農地を求めたいという相談があります。空いた農地が分かれば、農地を貸し借りで利用権設定をでき、遊休農地にもならないと思ったものですから。

事務局（宅和事務局長）

解約届がでた時に、次借りてもらえる人がいないという事であれば、地元の委員さんに情報を提供したいと思いますので、よろしく願いします。

尾坂推進委員

私の知っている方にもいます。体調を崩されてやむを得ず辞めたという方もここに書いてあります。その後の農地がどうなるのかなど。

事務局（宅和事務局長）

気を付けてみるようにします。

議長（伊塚会長）

他にありますでしょうか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

3月13日に、先月大山に上る道の横の方で大型太陽光という事で、現地を見ていただいたのですが、3月23日には農業会議の常設審議会へ事務局に説明をしに行ってもらいました。

続きまして、米子市都市計画審議委員会の委員の委嘱に係る推薦について、会長という事で私の名前を提出したいと思いますが、同意いただけますでしょうか。

（異議なしとの声）

そういう事で、私の名前を出しますので、よろしくお願いします。

今日は農業委員会憲章を唱和しました。これから、手元にある法令違反等の発生防止策についてやっていこうと思います。7月までにどこをどうするか、倫理規程を早く策定するかという話もあります。これを倫理委員会という形で、10名程度で皆様の協力によって進めていこうかと。

転用関係について、すぐに出来る事項、要検討事項とか書いています。倫理委員会の方で決めたいと思いますけども、すぐに出来る事と

して、金品を受け取らない、手土産を持参しないようにとか、事務局のテーブルに貼って業者の人に分かるようにしてありました。

進め方については、人の意見の批判はあまりしないようにして欲しいです。話が前に進みませんので。

研修会の開催は5月か6月にしようと思います。それが済んだ後、皆さんに署名いただいて研修が終わったという形でいこうと思います。一番多かったのは、事務書類の多さです。必要ないものも一杯あります。

もう一つが、総会の3条などは一括説明、4条、5条も一括でやれるところは一括でやっていきたいと。

倫理委員会は、出来たら運営特別部会をメインにして、そのうえに重ねて10名程度でやっていきたいと思います。気が付かれたことがありましたら、その運営部会委員に出来るだけ話を持っていってもらい、そこで議論してまとめていこうと。それでまとまったものを総会でこうしますと話を進めていきたいと思います。

そういうやり方で7月までに出来る事はやっていくと。出来ない事は、新しい役員の方でやっていただくと。

一番には、倫理規程を誰もが読んでこれをこう変えたいという事で話を進めると。5月の総会ではこの倫理規程を決めます。この形でやります。またいろんな問題点がありましたらお願いします。

アンケート結果については、このような形で出てきましたので、出来るだけ汲み取っていきたいなど。

それと事務局の方には、簡素化できるものという事を本気でやっていただきたいと思います。今、本当に資料が多いです。現場資料は良く分かるかもしれないですが、現地に行くのだからそんな資料はねえ。出来るだけ本文の資料を見てやるとか。私も初めて分かったのですが、今、転用件数が多いです。件数の少ない所は、十分議論が出来ると思うのですが、うちみたいに全部で40件とかいうところでは、なかなか難しいです。今までは、徹底的にやっていたのですが、時間が無かったら出来ませんので、そのへんは、誰もで考えていきたいと。

最後に、倫理委員会をやりますので、運営特別部会委員以外で委員になっていただける方がありましたら、農業委員から2名、推進委員から2名お願い出来ませんか。

それでは井田委員さん、矢倉委員さん、田口推進委員さん、佐々木推進委員さんお願いします。

それからもう一つ、全体での現地確認は4件位を1時間で見えていたのですが、ブロック別にやったらどうかという事や、数多くやった方がいいという事などがあり、ブロックでやったらという考えを出したものです。ところが、ブロックでやると、毎回事務局が現場に出ることになるので、ここはもう一度相談します。コロナでバス調査が出来ませんので、どうするかいい方法を決めたいなど。

大太農業委員

なるべく現地を多く見たい。ムービー撮ってもらって映して皆で見るとかという工夫があったら全員見れるのではと思います。

議長（伊塚会長）

皆さんの意見をお願いしたいと思います。

矢倉農業委員

要するに、不祥事があったという事が一番で、何にしても不祥事が起こらない体制をとらないと。それが大前提だ。例えば現地調査にしても、どういう形で不祥事が起こったのか、そういう事を念頭に置きながら考えていかないといけない。

議長（伊塚会長）

不祥事が起こらないようにするには、勉強会をして、倫理規程を守ってやりましょうとか、いろいろでしょうし。

矢倉農業委員

要するに、簡素化や手抜きをする事によって、そこに不祥事が起こる原因があると思う。やっぱりそういう事をしてはいけないと。例えば1時間で見るとか、そういう事だけに限定せずにもうちょっと考えて欲しいなど。

吉澤農業委員

矢倉委員が言われたのですが、不祥事が起きないようにという事が一番です。それは非常にある意味、単純だと思っています。それは、貰わない、こちらから要求しないと。この二つさえ各々がきちっとすれば、不祥事というのは起こらないのではと。ただ単純に貰わない。何かしたからと要求をする。それをしなければ、不祥事は起きないと思っています。そうは言っても何か知らんけど来たときに茶菓子でも持ってきて、一緒にお茶でも飲みながら聞いてよという事があったときに、これを貰うとか貰わんとかいうような所が問題になってくるのかなあという気がしています。それでこのアンケート結果を一足先に私読ませていただきました。この中でこれから検討すべき事、すぐやれる事などいろいろあるので、帰ってよく見ていただきたいのですが、その中で、検討すべき事という中で、農業委員会は何をするかという事をまず考えなければいけないと。それで業者さん或いは農家の方とどういうスタンスで話し合っていくか。この中にそういう事は一切やめるとか、そういった立ち合いもやめると。業者と会ったり農家の方と会ったりするものやめると。そういう意見も少なからずあります。ただそれでは農業委員としての仕事がどうかというような事を思ったりしますので。どういうスタンスで付き合いっていったらいいかという事を皆さんそれぞれ考えていただいて、この倫理規程の中にどんなふうに盛り込んでいけばいいのかという事を考えていただければと思います。この付き合い方が一番難しいのかなという事ですので、それぞれ自分が今までやってきた事の中でどういうふうに付き合いければいいのだろうかという事を考えて、それぞれご意見いただければと思います。

議長（伊塚会長）

他にありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

5月総会につきましては、5月8日（金）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、5月の農地相談は5月26日（火）に夜見公民館、5月28日（木）に米子市役所第2庁舎で行います。

次に、4月分の活動実績報告書ですが、5月1日（金）までにご提出いただきますと助かります。  
私からは以上です。

議長（伊塚会長）

倫理委員会を持って話を進めて行き、総会で決めたいと思います。その中で事務の簡素化ができる内容については、ここに書いてあるだけですが、こういう事をメインにしてやっていきたいと思っています。それから自分達で出来る事は、この中にあることは、ひとつひとつして欲しいと思っています。

それでは、これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員